

1 職員給与関係

令和 7 年職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、群馬県職員の給与に関する条例（昭和 26 年群馬県条例第 55 号）、群馬県公立学校職員の給与に関する条例（昭和 31 年群馬県条例第 41 号）、群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 13 年群馬県条例第 8 号）及び群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年群馬県条例第 62 号）（以下「職員給与条例等」という。）の適用を受ける職員の給与等の実態を把握し、人事行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 根拠法規

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号

(3) 調査対象

職員給与条例等の適用を受ける群馬県の職員及び県費負担教職員（群馬県市町村立学校の教職員で、市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）に基づき、群馬県がその給与等を負担するものをいう。）（休職者、派遣職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員、自己啓発等休業中の職員、臨時的に任用されている職員等を除く。）で令和 7 年 4 月 1 日に在職するもの

(4) 調査時期

令和 7 年 4 月 1 日現在

(5) 調査事項

① 令和 7 年 4 月 1 日に在職する者

ア 職員の経歴等に関する事項

(ア) 職名又は階級名 (イ) 性別 (ウ) 年齢 (エ) 学歴 (オ) 経験年数

イ 諸手当等に関する事項

(ア) 給料月額 (イ) 給料の調整額 (ウ) 教職調整額 (エ) 地域手当 (オ) 扶養手当

(カ) 管理職手当 (キ) 初任給調整手当 (ク) 住居手当 (ケ) 通勤手当

(コ) 単身赴任手当 (サ) 特殊勤務手当

(シ) 特地勤務（へき地）手当（準ずる手当を含む。） (ス) 農林漁業普及指導手当

(セ) 義務教育等教員特別手当 (ソ) 定時制通信教育手当 (タ) 産業教育手当

ウ その他

(ア) 扶養親族 (イ) 管理職手当の受給者 (ウ) 住居の種類 (エ) 通勤方法

(オ) 単身赴任手当の受給者

② 令和 7 年 4 月 1 日に在職する暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員

第1表 職員の平均給与月額等

職員区分	職員数	平均年齢	平均経験年数	給料	地域手当	扶養手当	その他手当	計	対前年比
	人	歳	年	円	円	円	円	円	円
県職員	11,033	41.7	19.6	358,018	10,802	10,540	13,569	392,929	10,680
市町村立学校職員	8,241	42.2	19.6	377,524	10,936	7,542	16,516	412,518	10,645
合計	19,274	41.9	19.6	366,359	10,859	9,258	14,828	401,304	10,659
うち一般行政職員	4,545	42.4	20.4	341,966	10,410	8,383	15,891	376,650	7,869

- (注) 1 「県職員」とは、知事部局（労働委員会事務局を含む。）、議会事務局、人事委員会事務局、選挙管理委員会、監査委員事務局、警察本部、教育委員会事務局及び県立学校を含む教育機関等の職員（技能労務職員は除く。）をいう（第3表までにおいて同じ。）。
2 「市町村立学校職員」とは、県費負担教職員（群馬県市町村立学校の教職員で、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）に基づき、群馬県がその給与等を負担するものをいう。）をいう（第3表までにおいて同じ。）。
3 「一般行政職員」とは、行政職給料表又は事務職給料表の適用を受ける職員（本年度の新規学卒の採用者を除く。）をいう。
4 年齢は、令和7年4月1日現在における満年齢による（次表において同じ。）。
5 経験年数は、令和7年4月1日現在における「修学年数調整後の経験年数」の合計月数による（次表において同じ。）。
6 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
7 その他手当は、管理職手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特地勤務手当等である（次表において同じ。）。
8 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員は含まれていない（第9表までにおいて同じ。）。
9 定年年齢が段階的に引上げられることに伴い、群馬県職員の給与に関する条例附則第15項又は群馬県公立学校職員の給与に関する条例附則第11項により給料月額が決定される職員は含まれていない（以下第10表までにおいて同じ。）。

第2表 職員の適用給料表別職員数、平均給与月額等

区 分 給料表		職 員 数			平 均 年 齢	平 均 経 年 数	給 料			地 域 手 当	扶 養 手 当	そ の 他 手 当	計	平 均 扶 養 親 族 数
		男	女	計			給 料 月 額	給 料 の 調 整 額	教 職 調 整 額					
県 職 員	行政職給料表	人	人	人	歳	年	円	円	円	円	円	円	円	人
		2,855	1,194	4,049	41.9	19.6	338,785	685	—	10,414	8,678	16,708	375,270	0.8
	公安職給料表													
		2,914	327	3,241	39.1	17.9	347,297	14	—	10,336	13,893	6,186	377,226	1.3
	研究職給料表													
		200	69	269	43.1	20.1	357,055	2,549	—	10,581	9,524	15,799	395,508	0.9
	医療職給料表 (一)													
		17	4	21	44.5	19.5	444,557	12,538	—	80,267	4,095	276,533	817,990	0.5
	医療職給料表 (二)													
		69	68	137	41.2	17.7	332,445	8,828	—	10,020	7,409	21,367	380,069	0.6
	医療職給料表 (三)													
		11	60	71	36.3	13.2	315,683	675	—	9,116	2,366	13,376	341,216	0.2
市町村立学校職員	福祉職給料表													
		26	25	51	37.7	15.1	312,937	35,410	—	9,990	7,471	8,265	374,073	0.6
	高等学校等 教育職給料表													
		1,765	1,153	2,918	44.5	21.9	381,791	3,419	14,076	11,590	10,429	15,257	436,562	0.9
	小学校中学校 教育職給料表													
		8	2	10	42.8	20.4	379,030	0	11,596	11,597	13,950	24,558	440,731	1.2
	栄養職給料表													
		1	3	4	52.2	30.2	378,350	0	—	10,594	0	427	389,371	0.0
	事務職給料表													
		141	121	262	40.8	19.6	328,309	0	—	9,455	5,139	10,989	353,892	0.4
	高等学校等 教育職給料表													
		40	52	92	42.7	20.1	385,240	8,151	13,981	11,819	10,402	14,259	443,852	0.9
全 給 料 表	小学校中学校 教育職給料表													
		3,548	4,211	7,759	42.1	19.5	365,305	1,127	12,591	10,989	7,652	17,090	414,754	0.7
	栄養職給料表													
		2	28	30	48.7	26.3	374,750	0	—	10,684	6,850	3,516	395,800	0.6
全 給 料 表	事務職給料表													
		155	205	360	42.7	22.1	337,817	0	—	9,584	4,499	5,799	357,699	0.4
全 給 料 表		11,752	7,522	19,274	41.9	19.6	357,721	1,365	7,273	10,859	9,258	14,828	401,304	0.8

(注) 1 第一号任期付研究員給料表、第二号任期付研究員給料表及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員はいない（以下同じ。）。

2 「—」は、制度上支給されないことを示す。

第3表 職員の適用給料表別、最終学歴別、性別人員及び構成比

区 分 給料表		計		最 終 学 歴 別 人 員 及 び 構 成 比								性 別 人 員 及 び 構 成 比			
				大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		男		女	
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
県	行 政 職 給 料 表	4,049	100.0	3,216	79.4	379	9.4	453	11.2	1	0.0	2,855	70.5	1,194	29.5
	公 安 職 給 料 表	3,241	100.0	1,989	61.4	63	1.9	1,186	36.6	3	0.1	2,914	89.9	327	10.1
	研 究 職 給 料 表	269	100.0	239	88.8	25	9.3	5	1.9	0	0.0	200	74.3	69	25.7
	医 療 職 給 料 表 (一)	21	100.0	21	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	17	81.0	4	19.0
	医 療 職 給 料 表 (二)	137	100.0	128	93.4	9	6.6	0	0.0	0	0.0	69	50.4	68	49.6
	医 療 職 給 料 表 (三)	71	100.0	70	98.6	1	1.4	0	0.0	0	0.0	11	15.5	60	84.5
	福 祉 職 給 料 表	51	100.0	44	86.3	5	9.8	2	3.9	0	0.0	26	51.0	25	49.0
	高 等 学 校 等 教 育 職 給 料 表	2,918	100.0	2,826	96.8	60	2.1	32	1.1	0	0.0	1,765	60.5	1,153	39.5
	小 中 学 校 教 育 職 給 料 表	10	100.0	10	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8	80.0	2	20.0
	栄 養 職 給 料 表	4	100.0	2	50.0	2	50.0	0	0.0	0	0.0	1	25.0	3	75.0
市町村立学校職員	事 務 職 給 料 表	262	100.0	118	45.0	73	27.9	71	27.1	0	0.0	141	53.8	121	46.2
	高 等 学 校 等 教 育 職 給 料 表	92	100.0	92	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	40	43.5	52	56.5
	小 学 校 中 学 校 教 育 職 給 料 表	7,759	100.0	7,630	98.3	129	1.7	0	0.0	0	0.0	3,548	45.7	4,211	54.3
	栄 養 職 給 料 表	30	100.0	19	63.3	11	36.7	0	0.0	0	0.0	2	6.7	28	93.3
	事 務 職 給 料 表	360	100.0	123	34.2	116	32.2	121	33.6	0	0.0	155	43.1	205	56.9
合 計		19,274	100.0	16,527	85.7	873	4.5	1,870	9.7	4	0.0	11,752	61.0	7,522	39.0

(注) 1 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第4表 職員の扶養手当の支給状況

区 分 \ 職 種		計	一般職員	警察職員	教育職員
受 給 者		人 7,920	人 1,983	人 1,924	人 4,013
扶養親族数	配 偶 者	2,993	730	974	1,289
	子	12,867	3,007	3,322	6,538
	うち特定期間にある者	3,849	1,003	756	2,090
	父 母 等	355	196	26	133
	計	16,215	3,933	4,322	7,960
手当受給者1人当たり 平均扶養親族数		2.0	2.0	2.2	2.0
手当受給者1人当たり 平均手当月額		円 22,531	円 21,443	円 23,402	円 22,652

- (注) 1 「一般職員」とは、警察職員又は教育職員以外の職員をいう（第7表及び第8表において同じ。）。
- 2 「警察職員」とは、公安職給料表の適用を受ける職員をいう（第5表（1）の表、第7表及び第8表において同じ。）。
- 3 「教育職員」とは、高等学校等教育職給料表又は小学校中学校教育職給料表の適用を受ける職員をいう（第5表（2）の表、第7表及び第8表において同じ。）。
- 4 「特定期間」とは、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。
- 5 「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

第5表 職員の管理職手当の支給状況

(1) 群馬県職員の給与に関する条例

区 分 \ 職 種		計	一般職員	警察職員
受 給 者		人 828	人 754	人 74
	1種	16	16	0
	2種	30	19	11
	3種	0	0	0
	4種	36	25	11
	5種	155	103	52
	6種	216	216	0
	7種	113	113	0
	8種	262	262	0
	9種	0	0	0
手当受給者1人当たり 平均手当月額		円 68,102	円 66,088	円 88,618

(注) 「一般職員」とは、警察職員以外の職員をいう。

(2) 群馬県公立学校職員の給与に関する条例

区 分 \ 職 種		計	一般職員	教育職員
受 給 者		人 1,153	人 24	人 1,129
	特種	4	0	4
	1種	51	0	51
	2種	151	0	151
	3種	516	12	504
	4種	384	12	372
	5種	47	0	47
手当受給者1人当たり 平均手当月額		円 51,239	円 48,104	円 51,306

(注) 「一般職員」とは、教育職員以外の学校職員をいう。

第6表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の 住居との間の交通距離			受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上		
受給者	人 50	人 6	人 2	人 58	円 31,517

第7表 職員の住居手当の支給状況

区 分	職 種	計	一般職員	警察職員	教育職員
受 給 者		人 3,779	人 1,150	人 450	人 2,179
	手当月額11,000円以下の受給者	12	1	0	11
	手当月額11,100円以上 27,000円未満の受給者	1,448	419	209	820
	手当月額27,000円の受給者	2,319	730	241	1,348
手当受給者1人 当たり平均手当月額		円 24,923	円 25,029	円 24,558	円 24,943
配偶者の居住する借家・借間		受給者		手当受給者1人当たり 平均手当月額	
			人 2		円 13,250

第8表 職員の通勤手当の支給状況

区 分	職 種	計	一般職員	警察職員	教育職員
受 給 者		人 18,005	人 4,849	人 2,817	人 10,339
	交通機関等のみを使用する者	444	384	36	24
	交通用具のみを使用する者	17,211	4,278	2,722	10,211
	交通機関等と交通用具を併用する者	350	187	59	104
手当受給者1人当たり 平均手当月額		円 8,944	円 10,307	円 9,639	円 8,115

第9表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員

(1) 行政職給料表

(他の給料表の適用を受けない職員に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2									
3									
4									
5							1		
6									
7									
8	5							3	
9								5	2
10								5	3
11	1	2							2
12	3	84	1					1	
13		3	1					2	1
14	1	3					1	2	2
15		7					52		3
16	13	87					19	1	2
17		1	3				11		3
18	3	9	68				3	1	1
19		4	5				14	3	2
20	16	78	3				6		
21	1	4	7				7	1	
22	1	17	71				3		
23	3	5	10				5		1
24	15	2	11				6		
25		3	4						
26	8	62	34				1		
27	1	5	8				2		
28	101	11	14				4		
29		5	11				3		
30	8	53	6				1		
31	3	6	4				6		
32	120	8	59						
33	1	4	10						
34	11		17				1		
35	1	2	12			1	3		
36	124	4	55	1			2		
37	4		8			1	1		
38	13	2	21			1			
39		2	10			1			
40	12		62	1		7	1		
41		2	10			35			
42	4	1	21	16		42			
43	1	2	7	17		23			
44	1	2	13	25		31			
45			6	14		30	1		
46	3	2	9	16		33			
47	2		9	10		19			
48		2	43	10		50			
49	1	1	11	6		24			
50	1	3	14	11		17			
51		1	7	16	13	15			
52	3		45	11	12	46			
53		2	10	12	7	22			
54	2	3	24	16	12	14			
55			13	20	23	15			
56	2	2	40	13	27	22			
57		1	16	13	13	12			
58	1		21	22	14	23			
59		1	10	17	29	13			
60			22	8	31	15			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
61	1	1	5	3	33	5			
62			11	7	19	13			
63			7	8	31	9			
64		2	11	3	26	5			
65			2	4	23	4			
66	1	2	8	4	15	10			
67		1	3	5	28	4			
68	1	1	7	5	22	3			
69	1		1	4	20	1			
70	1		2	2	20	4			
71			5	7	25				
72			7	2	18	1			
73			4	7	22	6			
74			3	1	25				
75			4	2	39				
76	2		1	1	22				
77			1	1	27				
78			5		20				
79			1		23				
80			7	1	13				
81			3	1	20				
82			1	1	14				
83			3		22				
84			2	4	11				
85			3	17	133				
86			4						
87			2						
88		1	3						
89			3						
90		1	4						
91		2	2						
92			1						
93			3						
94			2						
95			1						
96			2						
97			2						
98			2						
99			1						
100			1						
101									
102			4						
103			1						
104			2						
105									
106			4						
107			3						
108			1						
109			26						
110									
111									
112									
113									
114									
115		1							
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		1							
計	497	511	1,047	365	852	577	154	24	22
								合 計	4,049

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の場合は、空欄とした（第9表の各表において同じ。）。

(2) 公安職給料表

(警察官に適用)

(単位：人)

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1										
2										
3										
4										
5							1			
6										
7										
8		25								
9										
10										
11		8								
12		21								
13		2								
14		4								
15		7								
16		20								
17										
18		9								2
19		6								1
20		19								7
21		1								3
22		11								1
23		7								1
24		53								5
25		4								
26		13	1						1	2
27		10	1						1	
28		37	33						7	
29		2	2						1	
30		19	16							
31		5	11						2	
32		42	46						1	
33		6	4						3	
34		20	12						3	
35		2	4	2						
36		7	45	3						
37		3	6		1				1	
38		3	9	5		3			5	
39		2	10	9	2	23			1	
40		1	41	5		16		2	2	
41		5	6	10	2	4		1	1	
42		2	24	5	2	6		2	2	
43		2	5	7	2	14		1	1	
44		1	35	17	3	7		4	3	
45		1	5	8	2	9		1	10	
46			19	14	2	8		5		
47			8	3	4	5				
48			19	9	1	8	6	8		
49		3	3	10	5	4		2		
50			18	9	8	14	1	4		
51			7	18	6	8		3		
52			19	19	7	14	2	1		
53			1	14	9	8	2			
54			7	19	4	13	5	4		
55			5	12	7	7	1	1		
56			14	20	8	12	4			
57			5	14	16	15	1			
58			11	15	21	17	4	2		
59			1	25	16	7	4			
60				19	12	17	9	1		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
61		2	17	18	14	4			
62		1	23	14	15	7	2		
63		1	22	22	9	3			
64		1	23	24	16	3			
65			23	19	19	8			
66		4	21	24	15	5	1		
67		1	15	19	8	2			
68		1	16	15	5				
69		1	23	14	16	3			
70			20	18	16	4			
71			23	20	9	3			
72			19	27	15	6			
73			23	25	10				
74			14	17	14	5			
75			20	14	8	2			
76		1	20	9	6	2			
77			12	8	7	5			
78			19	6	11	1			
79			10	16	5	5			
80			20	6	14	1			
81			19	4	3	4			
82			16	5	7				
83		1	3	4	4	3			
84			5	12	12	3			
85			1	7	5	12			
86		1	1	11	7				
87			4	7	4				
88			7	3	15				
89			6	6	132				
90			8	8					
91			3	6					
92				10					
93			5	3					
94			5	7					
95			3	3					
96			4	5					
97				1					
98			2	7					
99			2	4					
100				3					
101			1	4					
102			2	2					
103			4	1					
104			1	1					
105				1					
106				1					
107			2	3					
108			1	1					
109			4	2					
110				4					
111			1	3					
112				4					
113			2	2					
114				3					
115			1	4					
116				2					
117			2	5					
118			1	7					
119				2					
120			1	1					
121				34					
122			1						
123									
124			1						

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
125									
126									
127			1						
128			1						
129									
130			1						
131									
132									
133									
134			1						
135									
136			1						
137									
138			1						
139									
140			1						
141			7						
142									
143									
144									
145		2							
計	383	470	807	678	660	131	45	45	22
								合 計	3,241

(3) 研究職給料表

(試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究に従事する職員に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4		2			
5					
6					1
7					1
8		1			3
9					2
10		1			
11					1
12		3			
13					
14					
15					
16		1			
17	1				
18		1			
19					
20		3			
21					
22					
23		1			
24	4	2			
25					
26		1			
27	1	1			
28	4	2			
29		1			
30			3		
31				3	
32	1	2	2	9	
33			2		
34	1	6		1	
35			3	6	
36	1	1		6	
37			1		
38		2	1	3	
39		1			
40			3	2	
41			3		
42		2	1		
43			1	3	
44			2	1	
45			1		
46		7		3	
47			1	1	
48		1	1	2	
49		1			
50		1			
51		1			
52			2		
53		1		1	
54		9			
55					
56		4	1		
57		1	1		
58		1			
59		1	1		
60		3	4		

級 号給	1	2	3	4	5
61			2		
62			2		
63		3	1		
64		2			
65			2		
66		1	2		
67			1		
68		2			
69			2		
70		2	1		
71		1	3		
72		1	4		
73		1	3		
74		2			
75			3		
76		4	3		
77		1			
78			1		
79			4		
80		4			
81			23		
82		3			
83		1			
84		5			
85		1			
86		1			
87		2			
88		5			
89					
90		1			
91					
92					
93					
94					
95					
96		1			
97		1			
98					
99					
100					
101					
102		3			
103		1			
104					
105		1			
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112		1			
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	13	116	91	41	8
				合計	269

(4) 医療職給料表

(ア) 医療職給料表 (一)

(保健福祉事務所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8	3	1		
9				
10				
11				
12	3			
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20	1			
21				
22				
23				
24		1		
25				
26				1
27				
28				
29				
30				
31				
32	1			
33				
34				
35	1			
36				
37			1	
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52			1	
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				

級 号給	1	2	3	4
61				
62				
63				
64			1	
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72			1	
73			5	
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
計	9	2	9	1
合 計			21	

(イ) 医療職給料表（二）

（保健福祉事務所等に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士等に適用）

（単位：人）

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7
1								
2								
3								
4		3						
5								
6								
7								
8								
9								
10		1						
11								2
12								2
13								
14								
15								
16		4						
17								
18		1						
19								
20		2						
21								
22								
23								
24		5						
25								
26								
27								
28		3	1					
29								
30			1					
31								
32		2						
33			1					
34		3	8					
35			2					
36							1	
37								
38		6						
39		1	1		1			
40		2	2				2	
41								
42		6			1		4	
43		2					2	
44			3		1		3	
45							1	
46					1			
47								
48			1	1			2	
49								
50			2	1			3	
51					1		1	
52			2	2			3	
53			2	1	1		1	
54					1			
55								
56			1	1			1	
57								
58								
59			1			1	1	
60				1				

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7
61						3		
62								
63								
64						1		
65						1		
66						2		
67						1		
68								
69								
70						1		
71						1		
72								
73								
74								
75						1		
76						1		
77				1				
78						1		
79			1					
80								
81				1				
82								
83							2	
84								
85						5		
86								
87								
88				1				
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
計	0	41	29	10	7	21	25	4
							合計	137

(ウ) 医療職給料表（三）

（保健福祉事務所等に勤務する保健師、看護師等に適用）

（単位：人）

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12		3						
13								
14								
15								
16		7						
17								
18								
19								
20		2						
21								
22								
23								
24			1					
25								
26								
27								
28		9	2					
29								
30								
31		1						
32		2	1					
33			1					
34		1	1				2	
35		1					3	
36		3	1					
37								
38			1				1	
39								
40			1					
41								
42		4						
43								
44		1						
45		1						
46		1	1					
47								
48			1	1				
49								
50								
51								
52				2				
53								
54			1					
55				1				
56								
57								
58								
59					1			
60						1		

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7
61								
62								
63								
64								
65								
66						1		
67								
68								
69								
70						1		
71						1		
72								
73								
74								
75								
76								
77						2		
78								
79						2		
80								
81						1		
82								
83						1		
84								
85						2		
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								

級 号給	1	2	3	4	5	特 5	6	7
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								
166								
167								
168								
169								
計	0	36	12	4	1	12	6	0
							合計	71

(5) 福祉職給料表

(児童福祉施設等に勤務し、入所者等の指導、保育等に従事する職員に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8		3				
9						
10						
11						
12		1				
13						
14		2				
15		1				
16						
17						
18		1				
19						
20		1				
21						
22						
23						
24	2					
25						
26						
27						
28	3					
29						
30		1				
31						
32	1					
33	1					
34	1	1				
35						
36						
37						
38						
39						
40	2					
41						
42				1		
43						
44						
45				1		
46						
47						
48					1	
49		1		2		
50						
51						
52		2		1		
53						
54						
55		1		1		
56		1				
57			1	1		
58				1		
59						
60			2			
61						
62						
63						
64						
65			1			
66			1			
67		1	1	1		
68						
69						
70			1			
71						
72						
73						
74						
75			1	1		
76		1				
77						
78		1				
79						
80						

級 号給	1	2	3	4	5	6
81				1		
82						
83				1		
84		1				
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計	10	20	8	12	1	0
合 計						51

(6) 高等学校等教育職給料表

(高等学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、実習助手等に適用)

(単位：人)

号給	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4			23		
5					
6			4		
7					
8			28		
9			1		2
10			3		
11			1		
12			36		5
13					6
14			7		4
15			2		5
16			35		3
17					8
18			9		11
19			1		4
20			21		3
21					
22			7		4
23			10		3
24			13		2
25			6		24
26	1				
27			17		
28			25		
29			7		
30	1		9		
31			24		
32			14		
33	1		12		
34			7		
35			35		
36			11		
37			10		
38			2		
39			41		
40	1		6		
41			11		
42			10		
43			30	1	
44			18		
45			12		
46			8		
47			20		
48			26	1	
49			12	2	
50			9	4	
51			22	3	
52	1		15	6	
53			14	12	
54			10	4	
55			9	1	
56			38	13	
57	1		11	9	
58			17	1	
59			6	5	
60			3	8	
61			3	3	
62			6	1	
63			8	5	
64	1		8	6	
65			38	24	
66	2		5		
67	1		9		
68			7		
69			38		
70			3		
71	1		19		
72			11		
73	2		41		
74			7		
75			15		
76	2		19		
77	2		29		
78	1		15		
79			9		
80	1		4		

号給	級	1	2	3	4
81		1	8		
82			6		
83			5		
84	1		4		
85			32		
86			9		
87	1		20		
88	1		7		
89	2		31		
90	2		6		
91	3		17		
92	1		13		
93	1		31		
94	2		10		
95	1		12		
96	1		21		
97			24		
98	3		16		
99	2		9		
100	1		10		
101	2		5		
102	2		7		
103			7		
104			12		
105			27		
106			13		
107	2		17		
108			15		
109	1		29		
110			12		
111	1		27		
112			11		
113	1		28		
114			11		
115	1		22		
116	2		15		
117			25		
118			10		
119			14		
120			13		
121	2		11		
122	1		11		
123			12		
124			39		
125			16		
126	2		29		
127			15		
128	3		28		
129	5		18		
130	2		32		
131	1		18		
132	2		34		
133			7		
134			32		
135			16		
136	2		29		
137	1		16		
138			24		
139	1		24		
140	2		36		
141	1		25		
142	1		40		
143	1		33		
144	1		79		
145			30		
146	1		85		
147			61		
148	1		65		
149	1		61		
150	1		54		
151	1		35		
152			33		
153	19		30		
計		106	2,711	109	84
				合 計	3,010

(7) 小学校中学校教育職給料表

(小学校及び中学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭等に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				21
8				33
9				100
10				30
11				1
12				18
13				72
14				13
15				2
16		172		9
17		1		27
18		5		14
19		3		2
20		151		3
21		1		15
22		19		7
23		3		1
24		169		5
25				58
26		16		
27		6		
28		168		
29		1		
30		20		
31		12		
32		67		
33		4		
34		17		
35		124		
36		49		
37		19		
38		18		
39		142		
40		40		
41		27		
42		13		
43		137		
44		27		
45		33		
46		11		
47		124		
48		24		
49		27		
50		22		
51		124		
52		34		
53		28		
54		18		
55		58		
56		86		
57		32		
58		29		
59		62		
60		94		

級		（単位：人）			
号給		1	2	3	4
61			25		
62			26		
63			48		
64			95		
65			28		
66			27	2	
67			29	2	
68			110	8	
69			17	25	
70			32	4	
71			22	23	
72			21	31	
73			96	23	
74			12	14	
75			27	33	
76			14	52	
77			14	15	
78			5	7	
79			14	29	
80			17	29	
81			101	12	
82			19	5	
83			38	38	
84			25	16	
85			121	90	
86			11		
87			34		
88			32		
89			99		
90			18		
91			47		
92			36		
93			90		
94			23		
95			26		
96			34		
97			11		
98			12		
99			16		
100			15		
101			76		
102			23		
103			39		
104			32		
105			93		
106			24		
107			43		
108			44		
109			75		
110			26		
111			22		
112			34		
113			10		
114			11		
115			20		
116			22		
117			64		
118			39		
119			38		
120			42		

級 号給	1	2	3	4
121		70		
122		24		
123		34		
124		43		
125	1	51		
126		27		
127		44		
128		43		
129		49		
130		25		
131		35		
132		25		
133		13		
134		15		
135		26		
136		51		
137		27		
138		30		
139		48		
140		31		
141		38		
142		38		
143		38		
144		39		
145		27		
146		43		
147		31		
148		45		
149		22		
150		38		
151		35		
152		47		
153		48		
154		79		
155		74		
156		124		
157		96		
158		153		
159		145		
160		140		
161		103		
162		101		
163		59		
164		51		
165		53		
計	1	6,879	458	431
			合 計	7,769

(8) 栄養職給料表

(学校に勤務する学校栄養職員に適用)

級 号給	1	2	3	4	5	特 5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34			1			
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41					2	
42					1	
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49					1	
50						
51						
52			1			
53						
54						
55						
56						1
57						
58			1			
59						
60			1			

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4	5	特 5
61						
62						
63						
64				1		1
65						1
66						
67						1
68			1			
69						1
70				2		
71						1
72				1		
73						1
74						
75						
76						1
77						
78						
79						
80						
81						1
82						
83						
84						1
85						11
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
計	0	0	5	4	4	21
合 計						34

(9) 事務職給料表

(学校に勤務する事務職員に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8	2						
9							
10							
11							
12	2						
13		2					
14	1	7					
15							
16	4	10	3				
17		1	1				
18	4	9	10				
19	1	1	2				
20	6	1	5				
21			1				
22	10	6	5				
23			3				
24	6	5	11				
25	1	1					
26	8	4	1				
27		1	2				
28	4	10	8				
29	1	1	1				
30	3	4	14				
31							
32	7		7				
33	1						
34	6		4				
35	1						
36	4		5				
37	1						
38	6		9				
39							
40	8	1	7			1	
41			2			22	
42			5			7	
43			1			6	
44	1		2	5		7	
45			2	3		4	
46			4			5	
47							
48			4	2		2	
49			1	2		5	
50			2	1		3	
51				1		1	
52			1	3	2		
53				2	1		
54			4	3	2		
55							
56			4	7	2		
57				1	2		
58			3	7	4		
59			1	1			
60			8				
61			1		6		
62			2		1	1	
63			3		3		
64			2		5		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
65			1		1		
66			3		4		
67					5		
68					6		
69				1	7		
70					1		
71			1		4		
72					6		
73					2		
74					3		
75			1	1	9		
76					12		
77					11		
78					11		
79					16		
80					7		
81					8		
82					7		
83					11		
84			1		9		
85					38		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94			1				
95							
96			1				
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計	88	64	160	40	206	64	0
合計						622	

第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

(1) フルタイム勤務職員

(単位：人)

給料表	級										
	計	1	2	3	4	5	特5	6	7	8	9
行政職給料表	85	1	3	14	67						
公安職給料表	45		2	9	34						
研究職給料表	6			6							
医療職給料表（一）	0										
医療職給料表（二）	11				1	10					
医療職給料表（三）	0										
福祉職給料表	0										
高等学校等教育職給料表	259	6	253								
小学校中学校教育職給料表	323		323								
栄養職給料表	0										
事務職給料表	23			23							
給料表計	752										
60歳	0										
61歳	283										
62歳	250										
63歳	194										
64歳	25										

(注) 該当人員が0人の場合は、空欄とした（次表において同じ。）。

(2) 短時間勤務職員

(単位：人)

給料表	級										
	計	1	2	3	4	5	特5	6	7	8	9
行政職給料表	145	1	3	26	115						
公安職給料表	8		1		7						
研究職給料表	10			10							
医療職給料表（一）	0										
医療職給料表（二）	7				1	6					
医療職給料表（三）	4					4					
福祉職給料表	3	1			2						
高等学校等教育職給料表	4		4								
小学校中学校教育職給料表	71		71								
栄養職給料表	0										
事務職給料表	0										
給料表計	252										
60歳	49										
61歳	71										
62歳	66										
63歳	66										
64歳	0										

2 民間給与関係

令和7年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和7年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会、人事院並びに都県、政令指定都市の各人事委員会

(3) 調査の範囲

- ① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 932事業所
- ② 調査対象職種 76職種（一般行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

- ① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から187事業所を無作為に抽出し調査を行った。
調査完了事業所は、第11表のとおりである。
- ② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

- ① 調査実人員は、一般行政職相当職種が8,389人（初任給関係517人、初任給関係以外7,872人）であり、その他の職種が281人（初任給関係7人、初任給関係以外274人）である。
なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は62,022人であり、このうち、一般行政職相当職種は53,684人である。
- ② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 11 表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模		規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
産業					
産 業 計	事業所 156	事業所 67	事業所 63	事業所 26	
農 業 , 林 業 、 漁 業	0	0	0	0	
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 、 建 設 業	9	1	3	5	
製 造 業	84	35	36	13	
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	19	6	8	5	
卸 売 業 , 小 売 業	9	7	2	0	
金 融 業 , 保 険 業 、 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	6	5	1	0	
教 育 , 学 習 支 援 業 、 医 療 , 福 祉 、 サ ー ビ ス 業	29	13	13	3	

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が 7 所、調査不能の事業所が 24 所あった。
- 2 調査対象事業所 187 所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所 7 所を除いた 180 所に占める調査完了事業所 156 所の割合（調査完了率）は、86.7%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第 12 表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職種	学歴	企業規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	【参考】 50 人以上 100 人未満
新卒事務員	大 学 院 修 士 課 程 修 了	円 243,985	円 261,246	円 228,736	円 * 172,000
	大 学 卒	222,996	230,241	214,734	205,977
	短 大 卒	201,523	207,463	195,665	189,283
	高 校 卒	191,386	196,387	186,852	184,287
新卒技術者	大 学 院 修 士 課 程 修 了	247,733	258,524	234,880	* 217,300
	大 学 卒	230,350	239,874	222,304	212,203
	短 大 卒	204,775	208,525	201,681	199,327
	高 校 卒	192,822	193,544	192,327	192,515
新卒事務員 ・技術者計	大 学 院 修 士 課 程 修 了	245,765	259,852	231,424	* 202,200
	大 学 卒	226,050	233,893	218,154	209,253
	短 大 卒	202,860	207,875	198,263	194,863
	高 校 卒	192,021	195,238	189,438	188,597

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 「*」は、調査事業所が 5 事業所以下であることを示す。

第 13 表 民間における職種別給与額等

その 1 給与比較の対象職種

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 6	歳 59.0	円 874,639	円 48	円 874,591	構成員 50 人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	20	54.8	718,681	0	718,681	構成員 50 人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	243	53.6	700,194	1,908	698,286	2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められ る部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	190	53.6	663,928	430	663,498	同上
	事 務 部 次 長	70	52.3	710,578	43	710,535	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長－課長間)
	技 術 部 次 長	39	53.0	569,913	217	569,696	同上
	事 務 課 長	436	50.3	609,110	10,998	598,112	2 係以上又は構成員 10 人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
	技 術 課 長	467	49.6	550,568	9,134	541,434	同上
	事務課長代理	55	48.1	540,888	40,133	500,755	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長－係長間)
	技術課長代理	25	49.2	494,438	18,530	475,908	同上
	事 務 係 長	690	46.9	480,231	61,532	418,699	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	548	45.8	519,537	91,314	428,223	同上
	事 務 主 任	468	39.4	399,310	53,925	345,385	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等 が上記主任と同等と認められる主任 中間職 (係長－係員間)
	技 術 主 任	441	40.5	430,916	70,003	360,913	同上
	事 務 係 員	1,694	36.2	330,084	31,861	298,223	
	技 術 係 員	1,647	33.7	353,169	47,290	305,879	

- (注) 1 「中間職 (部長－課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職 (課長－係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職 (係長－係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

その２ 給与比較の対象外職種

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 ７ 年 ４ 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	人 —	歳 —	円 —	円 —	円 —	
	大 学 教 授	—	—	—	—	—	
	大 学 准 教 授	—	—	—	—	—	
	大 学 講 師	—	—	—	—	—	
	大 学 助 教	—	—	—	—	—	
	高等学校校長	—	—	—	—	—	
	高等学校教頭	2	53.5	566,551	34,321	532,230	
	高等学校教諭	22	43.9	423,801	28,846	394,955	
研究関係職種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	構成員 50 人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研究部（課）長	16	48.7	819,964	667	819,297	2 室（係）以上又は構成員 7 人以上の部（課）の長
	研究室（係）長	2	33.0	409,708	61,098	348,610	構成員 3 人以上の室（係）の長
	主 任 研 究 員	11	48.3	666,839		666,839	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研 究 員	24	35.1	427,777	58,251	369,526	
	研究補助員	—	—	—	—	—	
医療関係職種	病 院 長	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師 5 人以上
	副 院 長	2	65.5	2,303,225	0	2,303,225	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	3	49.5	1,778,639	256,339	1,522,300	部下に医師又は歯科医師 1 人以上
	医 師	6	45.7	1,364,517	140,701	1,223,816	
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—	
	薬 局 長	3	49.8	488,849	15,754	473,095	部下に薬剤師 2 人以上
	薬 剤 師	7	39.4	363,601	27,008	336,593	
	診療放射線技師	3	41.2	323,854	9,108	314,746	
	臨床検査技師	13	43.3	302,162	18,574	283,588	
	栄 養 士	11	34.2	246,877	7,087	239,790	
	理学療法士	42	30.8	295,150	21,430	273,720	
	作業療法士	13	34.0	301,676	29,382	272,294	
	総看護師長	—	—	—	—	—	部下に看護師長 5 人以上
	看 護 師 長	8	53.8	401,302	7,043	394,259	部下に看護師又は准看護師 5 人以上
技能・労務関係職種	看 護 師	60	43.9	370,831	53,759	317,072	
	准 看 護 師	20	36.9	296,623	78,151	218,472	
	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	*	*	*	*	*	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	守 衛	3	53.9	338,811	67,227	271,584	
	用 務 員	—	—	—	—	—	

（注） 「*」は、調査実人員が 1 人の場合である（次表において同じ。）。

その3 再雇用者

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)	
事務・技術関係職種	支店長・工場長	3	62.4	円 746,801	円 42,250	円 704,551	その1の備考欄参照
	事務・技術部長	12	62.9	540,779	7,106	533,673	
	事務・技術部次長	7	65.0	416,315	0	416,315	
	事務・技術課長	11	63.4	450,889	992	449,897	
	事務・技術課長代理	6	67.3	292,911	15,805	277,106	
	事務・技術係長	8	62.6	373,197	22,764	350,434	
	事務・技術主任	*	*	*	*	*	
	事務・技術係員	576	62.5	318,220	15,396	302,824	

第14表 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

職務の級	企業規模 500 人以上の事業所	企業規模 100 人以上 500 人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、部長、部次長	
8 級	課長	支店長、工場長、部長、部次長
7 級		
6 級	課長代理	課長
5 級		
4 級	係長	課長代理
3 級		係長
2 級	主任	主任
1 級	係員	係員

(注) 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者及び係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任については、係長に含めている。

第 15 表 民間における初任給の改定状況

学歴	項目	新規学卒者の 採 用 あ り	初任給の改定状況			新規学卒者の 採 用 な し
			増額	据置き	減額	
大 学 卒		67.1%	(81.3%)	(18.7%)	(0.0%)	32.9%
高 校 卒		61.0%	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	39.0%

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

第 16 表 民間における給与改定の状況

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係 員		70.4%	1.9%	0.0%	27.7%
課 長 級		65.5%	4.0%	0.0%	30.5%

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第 17 表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
			増額	減額	変化なし			
係 員		96.2%	95.3%	44.9%	8.8%	41.6%	1.0%	3.8%
課 長 級		79.9%	77.7%	34.0%	8.4%	35.3%	2.2%	20.1%

(注) 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第 18 表 民間における通勤手当の支給状況

その 1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	支給しない
99.5%	(13.1%)	(61.4%)	(0.8%)	(24.6%)	0.5%

(注) () 内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を 100 とした割合である。

なお、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない。

その 2 距離段階別定額制における支給状況

距離段階別定額制における支給月額						
距離 (片道)	5km	10km	20km	30km	40km	50km
支給月額	3,889 円	7,113 円	13,722 円	20,356 円	26,834 円	33,807 円
距離 (片道)	60km	70km	80km	90km	100km	
支給月額	39,411 円	44,283 円	54,571 円	56,350 円	68,647 円	

(注) 当該距離段階別を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

その 3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

支給する	支給しない
2 事業所	1 2 事業所

支給する 2 事業所の支給形態は、それぞれ全額支給制 (最大 9,000 円) と一律定額制 (3,000 円) であった。

第 19 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係員		課長級		部長級 (非役員)	
一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分
49.2%	50.8%	44.0%	56.0%	43.9%	56.1%

第 20 表 民間における賞与等の支給状況

項目		区分	事務・技術等従業員	(参考) 技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)		378,485 円	279,897 円
	上半期 (A ₂)		394,093 円	289,684 円
賞与等の支給額	下半期 (B ₁)		876,451 円	624,112 円
	上半期 (B ₂)		918,479 円	634,971 円
賞与等の支給割合	下半期 (B ₁ /A ₁)		2.32 月分	2.23 月分
	上半期 (B ₂ /A ₂)		2.33 月分	2.19 月分
年間の平均			4.65 月分	4.42 月分

(注) 下半期とは令和 6 年 8 月から令和 7 年 1 月まで、上半期とは同年 2 月から 7 月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で 4.60 月である。

第 21 表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60 歳	61 歳以上	
99.4%	81.0%	18.4%	0.6%

(注) 定年制の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 22 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分 \ 項目	給与減額あり	60 歳で減額	給与減額なし
課長級	52.1%	45.9%	47.9%
非管理職	49.9%	43.7%	50.1%

(注) 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 23 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
73.0%	73.3%

(注) 標準的な常勤従業員が 60 歳になる前に受けていた年間給与水準を 100 とした場合に 60 歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 生計費関係

生計費の概要

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、令和7年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における令和7年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の令和7年4月における1人世帯の各費目別標準生計費に、全国と前橋市の令和7年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて求めた。

（注） 家計調査の前橋市における集計世帯数は50世帯

第24表 費目別、世帯人員別標準生計費

(令和7年4月、前橋市)

世帯人員 費 目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	31,980	43,200	55,260	67,310	79,370
住 居 関 係 費	46,240	60,030	50,100	40,160	30,220
被 服 ・ 履 物 費	5,990	4,310	6,860	9,410	11,960
雑 費 I	27,960	40,920	56,990	73,060	89,300
雑 費 II	11,300	18,410	24,100	29,720	35,400
計	123,470	166,870	193,310	219,660	246,250

4 人事院勧告等の概要

令和7年 人事院勧告・報告の概要

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

・ 国家公務員行動規範の周知・啓発

・ 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討

【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】

- 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止

【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化

【R7年度から実施】

- 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し

【R8年度から施行】

- 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入

【R8年度に措置内容を報告】

- 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用

【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入

【R8年度に試行試験、R9年度に導入】

- インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備

【R8年度から実施】

- 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化

【R8年度から実施】

- 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備

【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

令和7年 人事院勧告・報告の概要

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や激しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ➡ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)

【令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較】【令和7年4月実施】

俸給

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])

- 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年度を大幅に上回る引上げ改定

※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

本府省業務調整手当

- 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

特勤勤務手当等

- 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

ボーナス

〔直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較〕

● 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

■ 職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特地勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、

④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

■ その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置